

## 三重大学関係病院長会議研究部会設置要項

(平成 29 年 2 月 10 日制定)

### (設 置)

第 1 条 三重大学関係病院長会議会則第 7 条の規定に基づき、三重大学関係病院長会議に研究部会を置く。

### (目 的)

第 2 条 研究部会は、関係病院相互における研究に関する情報交換や職員の資質向上並びに相互の連携、協力を図り、地域医療の発展及び病院管理運営の向上に寄与することを目的とする。

### (組 織)

第 3 条 研究部会は、関係病院の研究部門の担当者をもって組織する。

2 研究部会には、必要に応じ他の職員を出席させることができる。

### (会 議)

第 4 条 研究部会においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究指針等の啓発
- (2) 三重地域の共同研究の推進
- (3) 研究者間の意見交換及び交流の拡大
- (4) その他、研究部会で検討が必要とされること。

### (部会長)

第 5 条 研究部会に、部会長を置く。

2 部会長は、三重大学医学部附属病院副病院長（研究・広報担当）をもって充てる。

### (事 務)

第 6 条 研究部会に関する庶務は、三重大学医学・病院管理部総務課において処理する。

### (開 催)

第 7 条 研究部会は、年 1 回部会長が招集する。

2 その他、必要に応じ部会長が招集する。

### 附 則

この要項は、平成 29 年 2 月 10 日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。